

議案第 3 1 号

大田原市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市風致地区条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市風致地区条例の一部を改正する条例

大田原市風致地区条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号イ及び第3号イ中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。